

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月1日
【会社名】	四国電力株式会社
【英訳名】	Shikoku Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	取締役社長 社長執行役員 長井 啓介
【本店の所在の場所】	香川県高松市丸の内2番5号
【電話番号】	(087)821 - 5061
【事務連絡者氏名】	総務部株式・文書グループリーダー 佐々木 広行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目9番2号 (大手町フィナンシャルシティ グランキューブ19階) 四国電力株式会社 東京支社
【電話番号】	(03)3517 - 4591
【事務連絡者氏名】	東京支社業務課長 福家 武
【縦覧に供する場所】	四国電力株式会社 徳島支店 (徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地) 四国電力株式会社 高知支店 (高知県高知市本町4丁目1番11号) 四国電力株式会社 愛媛支店 (愛媛県松山市湊町6丁目6番地2) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月26日開催の当社第95回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第6号議案まで） >

第1号議案 剰余金の配当の件

当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 吸収分割契約承認の件

2020年4月1日に、当社が営む一般送配電事業等を、当社の完全子会社である四国電力送配電株式会社に承継させる吸収分割契約を承認する。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 当事業の現状に即し、事業目的の明確化をはかるとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、定款第2条について事業目的の追加を行う。

(2) 2019年6月26日付で、役付取締役としての副社長および常務取締役を廃止し、社長および業務執行を担う取締役が役付執行役員を兼務するよう、役付取締役および執行役員制度の見直しを行うことに伴い、定款第28条および第29条について、所要の変更を行う。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、佐伯勇人、長井啓介、真鍋信彦、横井郁夫、山田研二、白井久司、西崎明文、小林 功および山崎達成を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役として、新井裕史、川原 央、森田浩治、井原理代、竹内克之および香川亮平を選任する。

第6号議案 社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

当社の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に、新たな株式報酬制度「株式給付信託」を導入する。

< 株主提案（第7号議案から第10号議案まで） >

第7号議案 取締役解任の件

取締役会長千葉昭氏、取締役社長佐伯勇人氏、社外取締役森田浩治氏、社外取締役井原理代氏および社外取締役竹内克之氏の解任を議決する。

第8号議案 定款一部変更の件(1)

第1章の総則（目的）第2条と第3条の間に、以下の通り、第2条の2を追加する。

第2条の2 本会社が行う発電事業において、再生可能エネルギーの拡大に努め、太陽光発電等事業者への出力抑制は行わない。

第9号議案 定款一部変更の件(2)

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 伊方発電所

第40条 本会社は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を戒めとし、伊方発電所の3号機を廃炉にする。

第10号議案 定款一部変更の件(3)

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 伊方発電所

第41条 本会社は、伊方発電所より半径30km圏内の全自治体と同一の原子力安全協定を結び、原子力発電所の運転及び廃炉作業には、同協定を締結している全自治体の承認を得るものとする。

2 同協定には、本会社独自の避難計画を明記する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第6号議案まで） >

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	1,498,341個	8,514個	31個	98.9%	可決
第2号議案	1,494,116個	12,677個	31個	98.7%	可決
第3号議案	1,435,287個	71,507個	31個	94.8%	可決
第4号議案					
佐伯 勇人	1,283,641個	223,217個	31個	84.8%	可決
長井 啓介	1,324,769個	182,088個	31個	87.5%	可決
真鍋 信彦	1,419,873個	86,985個	31個	93.7%	可決
横井 郁夫	1,416,846個	90,012個	31個	93.5%	可決
山田 研二	1,416,609個	90,249個	31個	93.5%	可決
白井 久司	1,421,862個	84,996個	31個	93.9%	可決
西崎 明文	1,421,804個	85,054個	31個	93.9%	可決
小林 功	1,421,848個	85,010個	31個	93.9%	可決
山崎 達成	1,421,802個	85,056個	31個	93.9%	可決
第5号議案					
新井 裕史	1,392,803個	114,101個	31個	92.0%	可決
川原 央	1,409,809個	97,095個	31個	93.1%	可決
森田 浩治	1,260,592個	246,313個	31個	83.2%	可決
井原 理代	1,474,135個	32,521個	280個	97.3%	可決
竹内 克之	1,491,235個	15,670個	31個	98.5%	可決
香川 亮平	1,261,874個	245,031個	31個	83.3%	可決
第6号議案	1,482,369個	24,523個	31個	97.9%	可決

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・第1号議案および第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の有する議決権の3分の1以上の出席と、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の有する議決権の3分の1以上の出席と、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

< 株主提案（第7号議案から第10号議案まで） >

決議事項	賛成	反対	棄権	反対率	決議結果
第7号議案					
千葉 昭	38,769個	1,467,660個	33個	96.9%	否決
佐伯 勇人	53,689個	1,452,740個	33個	95.9%	否決
森田 浩治	53,854個	1,452,575個	33個	95.9%	否決
井原 理代	38,463個	1,467,966個	33個	96.9%	否決
竹内 克之	38,427個	1,468,002個	33個	97.0%	否決
第8号議案	38,566個	1,463,247個	4,649個	96.6%	否決
第9号議案	40,506個	1,460,150個	5,802個	96.4%	否決
第10号議案	38,846個	1,461,837個	5,802個	96.5%	否決

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・第7号議案のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、議決権を行使することができる株主の有する議決権の過半数の出席と、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第7号議案のうち、監査等委員である取締役については、議決権を行使することができる株主の有する議決権の3分の1以上の出席と、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第8号議案、第9号議案および第10号議案は、議決権を行使することができる株主の有する議決権の3分の1以上の出席と、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した（株主提案については会社法上否決されることが明らかになった）ため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。